令和5年11月6日
全国年金委員研修
【資料４】

国民年金に係る制度周知

日本年金機構
Japan Pension Service

国民年金部

1　令和4年度　公的年金制度全体の状況

国民年金（第１号被保険者）の令和4年度の最終納付率(令和２年度分)は**８０.７**%、現年度納付率(令和４年度分)は**７６.１**%です。厚生年金などを合わせた公的年金加入者全体の約９９%の方が保険料を納付しています。保険料を払っていない方は全体の約１%ほどです。

■公的年金加入者の状況（令和４年度末）

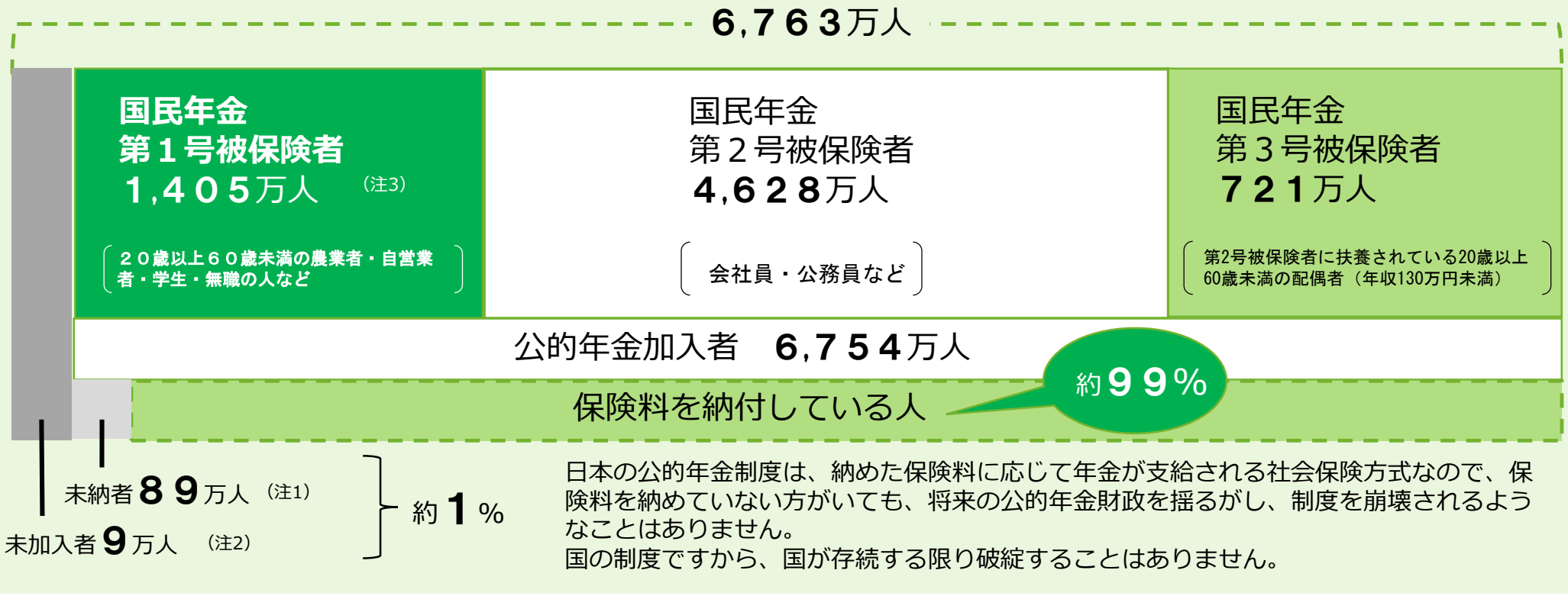

日本の公的年金制度は、納めた保険料に応じて年金が支給される社会保険方式なので、保険料を納めていない方がいても、将来の公的年金財政を揺るがし、制度を崩壊されるようなことはありません。
国の制度ですから、国が存続する限り破綻することはありません。

【出典】厚生労働省年金局・日本年金機構「令和４年度の国民年金の加入・保険料の納付状況について」

注１）未納者とは、国民年金第1号被保険者であって２４か月（令和３年４月～令和５年３月）の保険料が未納となっている者。
　２）令和元年公的年金加入状況の結果による推計値
　３）令和５年３月末現在。国民年金第１号被保険者には、任意加入被保険者（２０万人）が含まれている。
　４）上記の数値は、それぞれ四捨五入しているため合計とは一致しない場合がある。

2　国民年金の加入について

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の方は、国籍を問わず、国民年金に加入することが法律で義務付けられています。

観光ビザ等で短期滞在の場合等を除き、日本国内に住所を有する外国人についても、国民年金第1号被保険者となります。この場合、国民年金の資格取得日は、原則として「住民となった日（※）」となります。

※　平成24年7月から外国人登録制度が廃止され、外国人の住民にも日本人と同様に住民基本台帳が適用。

■ 技能実習期間中に加入する公的年金

技能実習開始後は、「講習期間」と「実習期間」とで加入する年金が異なります。

① 講習期間中は、国民年金に加入します。
※　日本に住所を有してから講習が始まるまでの間も国民年金に加入します。

② 実習期間中は、厚生年金保険または国民年金に加入します。
※　技能実習先の事業所が厚生年金保険の適用事業所の場合、技能実習生も厚生年金に加入します。適用されていない場合、講習期間から引き続き国民年金に加入します。

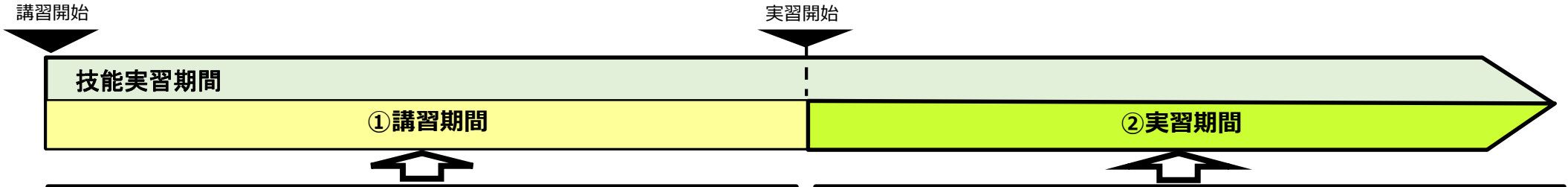

①国民年金に加入します

手　続：技能実習生ご自身が行います。
加入届：お住まいの市区役所・町村役場の国民年金窓口、またはお近くの年金事務所で加入手続をしてください。
保険料：技能実習生ご自身が全額払います。届出後、年金事務所から送られてくる納付書でお支払いください。

②厚生年金保険または国民年金に加入します

○厚生年金保険の場合
手　続：事業所が行います。
加入届：事業所が年金事務所で加入手続を行います。
保険料：事業所が半分を支払い、技能実習生が半分を支払います。国に支払うときには、事業所が技能実習生分を給料から差し引き、事業所分とまとめて支払います。

○国民年金の場合
①と同じです。講習期間より国民年金に加入している場合、再度の加入届は不要です。

3　国民年金保険料の納付方法

■保険料の納付方法について

国民年金保険料の納付方法は、日本年金機構から送付する納付書を使い、各窓口（金融機関、郵便局、コンビニの窓口、ＡＴＭ）で納める方法のほか、次の４種類から選ぶことができます。

①　口座振替

口座振替で納めると**手間がなく、納め忘れを防ぐ**ことができます。
口座振替の手続きは、お近くの年金事務所または金融機関の窓口で受け付けています。

②　クレジットカード納付（継続納付）

クレジットカードにより**定期的に納付**できます。
申し込み手続きは、年金事務所で受け付けています。

③　電子（キャッシュレス）決済（令和５年２月開始）

納付書とスマートフォンがあれば、決済アプリを使用した電子（キャッシュレス）決済で**スムーズに納付**できます。
対応アプリなどの情報は日本年金機構のホームページをご覧ください。

④　電子納付（ペイジー）

インターネットバンキング、モバイルバンキング、テレフォンバンキングなど、**いつでもどこでも気軽に納付**できます。
ご利用いただく場合は、利用する金融機関と契約を結ぶ必要があります。

※ 保険料が割引される前納制度

国民年金保険料を、まとめて前払い（前納）することで、割引されます。

▼保険料額と前納割引額

支払方法	1カ月		6カ月		1年		2年	
期間			4月～9月分、10月～翌年3月分		4月～翌年3月分		4月～翌々年3月分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
納付書（毎月払い）	16,520円		99,120円		198,240円		402,000円	
①口座振替前納	16,520円	0円	97,990円	1,130円	194,090円	4,150円	385,900円	16,100円
②クレジット前納 納付書前納			98,310円	810円	194,720円	3,520円	387,170円	14,830円

■保険料の納付が難しいとき

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合は、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。
◎お住いの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口もしくはお近くの年金事務所へご相談ください。

免除制度（全額、一部）

【保険料が免除されます】
本人・配偶者・世帯主の前年所得が、一定額以下の場合、保険料の全額または一部が免除される制度です。

※　学生は除きます。
※　一部免除は、減額された保険料を納めないと未納期間になります。

納付猶予制度

【50歳未満の保険料納付が猶予されます】
本人・配偶者の前年所得が、一定の金額以下の場合、保険料の納付が猶予される制度です。

※　学生は除きます。

学生納付特例制度

【在学中の保険料納付が猶予されます】
大学等に在学しており、**本人**の前年所得が、一定額以下の場合、保険料の納付が猶予される制度です。

※　保険料を免除・猶予された期間中に、ケガや病気で障害や死亡といった不測の事態が起こった場合に、障害年金や遺族年金を受け取ることが可能です。

4-１　その他（産前産後の保険料免除制度）

平成31年4月から国民年金第一号被保険者の方が、産前産後期間の保険料を免除する制度がスタートしました。

産前産後期間の届出をすると、4か月分の国民年金保険料が免除されます。また、「保険料が免除された期間」は、通常の免除制度とは違い、国民年金保険料が納付されたことになります。

このため、既に免除を申請されている方も、届出が必要です。

○ 免除期間

「出産予定日」又は「出産日」が属する月の**前月から４か月間**（以下「産前産後 免除期間」といいます。）の**国民年金保険料が免除**されます。
なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の３か月前から６か月間の国民年金保険料が免除されます。

※　出産とは、妊娠８５日（４か月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産された方を含みます。）

○ 対象者

産前産後免除期間がある国民年金第１号被保険者の方

※　出産日が平成３１年２月１日以降の方が対象になります。

○ 届出時期

出産予定日の６か月前から届出可能ですので、速やかに届出ください。

○ 届出先

お住まいの市（区）役所、町村役場の国民年金担当窓口

4-2　その他（任意加入制度）

過去に国民年金保険料を納められなかった期間や、国民年金に加入していなかった期間があると、その期間に応じて年金額が少なくなってしまいます。

国民年金には、ご本人の申し出により「60 歳以上 65 歳未満」の 5 年間（納付月数480 月まで）、国民年金保険料を納めることで、65 歳から受け取る老齢基礎年金を増やすことができる 任意加入制度 があります。

○ 60歳以上の方の任意加入の条件

次の①～⑤のすべての条件を満たす方です。

① 日本国内に住所を有する 60 歳以上 65 歳未満の方
② 老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方
③ 20 歳以上 60 歳未満までの保険料の納付月数が 480 月（40 年）未満の方
④ 厚生年金保険、共済組合等に加入していない方
⑤ 日本国籍を有しない方で、在留資格が「特定活動（医療滞在または医療滞在者の付添人）」や「特定活動（観光・保養等を目的とする長期滞在または長期滞在者の同行配偶者）」で滞在する方ではない方

※年金の受給資格期間を満たしていない 65 歳以上 70 歳未満の方も加入できます。
※外国に居住する日本人で、20 歳以上 65 歳未満の方も加入できます。

○ 任意加入のメリット

○　65 歳から受け取る老齢基礎年金を増やすことができます。
　納付月数が多くなるほど 65 歳からの年金も多く受け取れます。

○　万が一の際にも備えられます。
　一定の要件を満たせば、加入期間中に、思わぬ事故や病気で障害が残ったときに障害基礎年金が、一家の働き手が亡くなったときには遺族基礎年金が受け取れます。

○　長生きするほど、生涯に受け取る年金額も多くなります。

○　納めた保険料は社会保険料控除の対象となります。

4-３　その他（保険料追納制度）

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除※）、納付猶予、学生納付特例を受けた期間については、保険料を全額納めたときに比べ将来の年金額が少なくなります。

そこで、将来受け取る老齢基礎年金の年金額を増やすために、１０年以内であれば、これらの期間の保険料をさかのぼって納める（追納する）ことができます。

※　障害年金を受けている期間や生活保護の生活扶助を受けている期間などは、本人からの届出により国民年金保険料が全額免除されます。これを法定免除といいます。

○ 令和6年3月31日までに追納する場合の保険料額（月額）

期　間	全額免除 法定免除 納付猶予 学生納付特例	一部免除		
		3/4 免除	半額免除	1/4 免除
平成 25 年 4 月 ～ 平成 26 年 3 月分	15,220 円	11,420 円	7,610 円	3,810 円
平成 26 年 4 月 ～ 平成 27 年 3 月分	15,370 円	11,530 円	7,680 円	3,840 円
平成 27 年 4 月 ～ 平成 28 年 3 月分	15,700 円	11,770 円	7,840 円	3,930 円
平成 28 年 4 月 ～ 平成 29年 3 月分	16,360 円	12,260 円	8,180 円	4,080 円
平成 29 年 4 月 ～ 平成 30 年 3 月分	16,570 円	12,430 円	8,280 円	4,140 円
平成 30 年 4 月 ～ 平成 31 年 3 月分	16,410 円	12,300 円	8,200 円	4,100 円
平成 31 年 4 月 ～ 令和 2 年 3 月分	16,460 円	12,350 円	8,220 円	4,110 円
令和 2 年 4 月 ～ 令和 3 年 3 月分	16,570 円	12,420 円	8,290 円	4,140 円
令和 3 年 4 月 ～ 令和 4 年 3 月分	16,610 円	12,460 円	8,300 円	4,150 円
令和 4 年 4 月 ～ 令和 5 年 3 月分	16,590 円	12,440 円	8,290 円	4,150 円

※　免除などを受けた期間の翌年度から数えて３年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。なお、上記　　部分の保険料には、一定の加算額が含まれています。

○ 追納に関する注意事項

① 一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は、追納できません。
(例えば、3/4 免除の期間を追納する場合は、残りの 1/4 の保険料を納めている必要があります)

② 老齢基礎年金を受けられる方は、追納できません。

③ 追納は、免除などを受けた期間のうち、原則古い期間の保険料から納めることになります。

④ 追納するためには、お申し込みが必要です。
「国民年金保険料追納申込書」に必要事項を記載し、お近くの年金事務所へご提出ください。 (郵送による提出も可能です。

年金手続のデジタル化の推進（各種申請手続、情報提供、決済手段）

- これまで紙による申請や紙での郵送のみであった年金手続について、順次、デジタル化を進めている。(※)
- あわせて、国民年金保険料についてスマホアプリによりキャッシュレス納付できる環境整備に取り組んでいる。

※事業所にかかる主要７届書（資格取得届等）における電子申請割合は64.6%（令和5年3月末）となり、令和元年度23.9%から40.7%上昇

申請手続の電子化

紙による申請

個人

マイナポータルからの電子申請が可能に
国民年金保険料免除申請、学生納付特例申請、国民年金第一号被保険者資格取得届（R4.5～）

保険料免除などの要件に該当する可能性がある場合は、日本年金機構から**プッシュ型でお知らせ文書をマイナポータルに電子送付**
国民年金保険料免除申請（R4.10～）、学生納付特例申請（R5.4～）、扶養親族等申告書（R5.９～(予定)）、老齢年金請求書（R6.4～(予定)）

マイナポータル経由の口座振替手続の電子申請を可能に（R6.3実施で調整中）

お知らせ文書から申請画面に遷移し、**そのまま電子申請が可能**となる。
必要な情報の入力も省略。

事業所

マイナポータルを活用した電子申請の実施
法人設立OSS(R2.1～)、GビズID（無料）の活用（R2.4～）、特定の法人の電子申請義務化（R2.4～）、社保税OSS（R2.11～）

郵送物の電子送付

日本年金機構から**紙で郵送**

個人

保険料控除証明書などを日本年金機構（ねんきんネット）から**利活用可能なデータ形式でマイナポータルに電子送付**
国民年金保険料控除証明書（R4.10～）、年金給付に係る源泉徴収票（R5.1～）

送付された**データをe-TAXに取り込むことにより、簡単に確定申告が可能**となる。

事業所

オンライン事業所年金情報サービスにより、保険料や被保険者の情報を**データ形式でe-Govに電子送付**
保険料額情報、増減内訳書/算出内訳書、被保険者情報、決定通知書（R5.1～）
対象帳票はニーズを踏まえ順次拡大予定
（保険料納入告知額領収済額通知書（R6.1～(予定)）

適用事業所は**定期的かつ迅速に情報を入手することが可能**となる。

電子決済

国民年金保険料の**納付書を窓口に持参**して支払い

個人

納付書のバーコードをスマホで読み込み**キャッシュレス納付**が可能に
現行の口座振替やクレジットカード納付に加えて、●●payによる決済を開始（R5.2～）

ねんきんネットを活用した納付書によらない納付方法の実現
（Pay-easy支払い、ネットバンキング）　（R6.1～(予定)）

いつでもどこでも保険料納付が可能となり利便性が向上、機会喪失の防止も見込まれる。